

第 6 部
注射

点滴注射（1日につき）

（注の変更）

入院医療における安全対策等
の評価の見直し

注2 区分番号G005に掲げる中心静脈注射の
注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施
設基準に適合しているものとして地方社会保
険事務局長に届け出た保険医療機関において
、悪性腫瘍に対して用いる薬剤であって細胞
毒性を有するものについて必要があって無菌
製剤処理が行われた場合は、1日につき40
点を加算する。

注2 区分番号G005に掲げる中心静脈注射の
注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施
設基準に適合しているものとして地方社会保
険事務局長に届け出た保険医療機関において
、悪性腫瘍に対して用いる薬剤であって細胞
毒性を有するもの及び別に厚生労働大臣が定
める入院患者に対して使用する薬剤について
必要があって無菌製剤処理が行われた場合は
、1日につき40点を加算する。